第2章 緑豊かで安全・快適な生活環境のまち

第1節	安心・安全	とに暮らっ	せるま	ちづ	< 1.)
第~	1項 消防•救	対急体制の充	· • • 実 ³	• • •	• •	• P22
第2	2項 防災体制	りの充実・・	• • • •	• • •	• •	• P24
第3	3項 交通安全					
第2節	自然豊かな	は住み良(いまち	づく	IJ	
第~	1項 自然環境	色の保全と景	観形成 。			• P28
第2	2項 計画的な	c 土地利用σ)推進• ·	• • •		• P30
第3	3項 市街地の)整備と良好	子な住環境	竟の形成	或 ∙	• P32
第3節	快適で便和	削に暮らっ	せるま	ちづ	< 1,)
第	1項 快適な環	環境づくり・	• • • •	• • •	• •	• P34
第2	2項 道路•玄	を通環境の整	≧備•••	• • •	• •	• P36
第3	3項 上下水道	≦の整備・・	• • • •	• • •	• •	• P38

第1節 安心・安全に暮らせるまちづくり

第1項 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

本町の消防・救急体制は、茨城西南広域市町村圏事務組合で対応しており、常備消防・救急業務を担当する下妻消防署・八千代分署が設置されているほか、非常備消防として町消防団、自主防災組織として自衛消防団等が組織されています。

火災をはじめとした各種災害は複雑・多様化しており、災害や事故における不断の備えの重要性がますます高くなっているため、今後も消防力の強化を図り、災害の未然防止や被害の軽減に努めるとともに、救急業務のさらなる充実を推進する必要があります。

消防救急無線については、平成 28 年 5 月に現行のアナログ方式からデジタル方式になり、通信業務もいばらき消防指令センター*1 に移行されることから、これらへの対応が急務となっています。

また、火災予防運動や防災訓練、各種啓発活動を通して、町民の防火意識の高揚に努めるとともに、消防団員の確保を図っていく必要があります。

《基本方針》

火災等の災害から町民を守り、安全・安心な暮らしを確保できるよう、消防力の強化、救急業務の高度化を図り、災害の未然防止や被害の軽減に努めます。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
消防団員数	192名	192名	消防団の充実と団員(定数)の 確保を図る。

施策	施策の方針	主 な 取 組
1. 消防・救急体制 の充実	○常備消防・救急体制の整備及び充実 強化を図ります。	・常備消防体制の充実 ・消防救急無線のデジタル化 ・共同通信指令業務への対応
2.消防団の充実強 化と地域防災の 充実	〇消防団の活動に必要な装備品の充実を図るとともに、施設の整備更新を行い、消防団の充実強化を推進します。また、火災予防運動や防火訓練などの実施により、防火意識の高揚を図ります。	・消防水利の維持管理・消防車両の更新・消防団装備品の整備・防火訓練の実施・水防訓練の実施・家庭用火災警報器設置推進・火災予防運動の実施・防火クラブ活動の支援

第2項 防災体制の充実

【現況と課題】

「地域防災計画*1」や「国民保護計画*2」に基づき、南関東直下地震や集中豪雨などによる大規模自然災害を想定した防災体制づくりや、防災無線、移動系防災無線の設備更新による情報伝達手段の強化など、各種災害に即応できる体制づくりが重要となっています。

また、平時より災害時に備えるため、食糧や生活必需品等の備蓄体制の整備、災害時連携協定の締結や地域住民との総合防災訓練の実施など、総合的な対策が必要となっています。

さらに、町民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成強化を図るとともに、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に対する地域ぐるみの支援体制を確立していく必要があります。

ハード面では、鬼怒川堤防の早急な強化を促進するとともに、公共施設等総合管理計画^{※3}を策定し、避難所となる施設の耐震化や維持管理を計画的に行っていく必要があります。

《基本方針》

あらゆる災害から町民の生命財産を守り、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、町民の理解・協力を得ながら防災施設・体制の強化を図るとともに、 災害に強いまちづくりを推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
防災備蓄倉庫数	1 箇所	6箇所	各小中学校に、1箇所/年の整 備を目指す。
自主防災組織カバー率	87.7%	90.0%	地域における自主防災組織の 世帯数カバー率拡充を目指す。

※1 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画。

※2 国民保護計画

国民保護法に基づき指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。

※3 公共施設等総合管理計画

町が所有する全ての公共施設等を対象に、現況及び将来の見通し、また更新や長寿命化など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める計画。

施策	施策の方針	主な取組
1. 防災体制の充実	〇地域防災計画や国民保護計画の見 直しを行うとともに、災害時におけ る情報伝達や初動体制を確立し、き め細かな防災体制づくりを推進し ます。	・鬼怒川危険箇所の把握・地域防災計画の見直し・各種マニュアルの整備・災害時連携協定の締結・災害時要援護者個別計画※4
2. 防災施設の整備	〇防災行政無線同報系の維持管理や 情報伝達手段の設備更新を図ります。また、備蓄倉庫等の整備により、 災害時に即応できる基盤整備を図 ります。	・防災無線の維持管理・県防災システムの運用・防災備蓄倉庫の整備・避難場所の確保
3. 町民参加による 防災活動の推進	〇町民の防災意識の高揚を図るとと もに、自主防災組織等による身近な 防災体制の強化を促進します。	各種啓発活動総合防災訓練の実施自主防災組織の育成、強化
4. 災害に強い まちづくり	〇避難場所の確保や防災機能を配慮 した道路や街路等の整備、公共施設 等の耐震化、鬼怒川堤防の強化な ど、災害に強いまちづくりを推進し ます。	・鬼怒川堤防の強化促進・公共施設等総合管理計画の策定・公共施設の耐震化

※4 災害時要援護者個別計画

災害時に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要援護者個々に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を定める計画。

第3項 交通安全・防犯対策の推進

【現況と課題】

本町における交通事故の発生件数はわずかながら減少傾向にありますが、高齢者が関係する死亡事故が県内でみると全体の約45%を占めており、今後さらに増加することが懸念されているほか、死亡事故全体では、道路横断中の事故や夜間の事故が多く報告されています。

また、交通マナーの悪さを指摘する声も多く、今後とも家庭、学校、職場及び地域等においてルールの遵守や交通モラルの向上を図っていく必要があります。

防犯対策については、都市化の進展や社会情勢の変化に伴う地域の連帯意識の希薄化、青少年を取り巻く環境の悪化など、犯罪の発生要因が年々増加しつつあります。 本町ではこれまで、犯罪から町民を守り、かつ犯罪を未然に防止するため、防犯施設の整備をはじめ、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、犯罪を生まない地域環境づくりに努めてきました。

しかしながら、昨今の犯罪状況は悪質化、低年齢化し、高齢者など弱者を対象とした犯罪も増加傾向にあります。今後は、より一層の防犯体制の強化に向けて、地域が 一体となって防犯活動を推進することが急務となっています。

《基本方針》

事故や犯罪のない安全な八千代町づくりの実現のため、警察署、関係団体や町民との連携のもと、町ぐるみの交通安全対策や防犯活動など、安全な環境づくりを推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
交通安全教室開催回数	15回/年	20 回/年	高齢者に対する交通安全教室 開催の増加を目指す。

	施策	施策の方針	主な取組
1.	交通安全意識 の高揚	○交通安全意識の高揚を図るため、 各種団体や関係機関との連携によ り、交通安全教室や街頭活動を行 います。	・各種交通安全教室・交通安全の街頭活動・交通指導車の更新
2.	交通安全施設 の整備	○交通事故を防止するため、交通安全 施設の整備を進めます。	・反射鏡、道路照明灯の整備・信号機等の設置要望
3.	交通安全活動 環境の強化	○交通ルールやマナーの向上を図り、 交通事故防止に努めるため、関係機 関や団体との連携を強化します。	• 交通安全関係団体の支援
4.	防犯環境の整備	〇犯罪の抑止、通学路の安全確保を 図るため、防犯施設の整備を進め ます。また、防犯体制の強化のため、 関係機関と連携を取りながら、防犯 カメラの設置を推進します。	・防犯灯の整備、維持管理 ・防犯カメラの設置
5.	防犯活動の推進	○犯罪や事故のない安全なまちづく りのため、関係機関や団体との連携 を強化し、防犯パトロールなどを実 施します。	・防犯パトロールの実施

第2節 自然豊かな住み良いまちづくり

第1項 自然環境の保全と景観形成

【現況と課題】

都市公園である八千代町民公園・中結城地区公園は、やすらぎや憩い・交流の場であるとともに、環境保全、景観形成等の面においても重要な役割を果たしています。 今後は、こうした機能を維持するために、町民の協力を得ながら適切な管理に努めていく必要があります。

また、八千代中央地区における街区公園の整備をはじめ、市街地や集落の整備とあわせて町民の憩いの場として自然と親しむことができる空間、防災拠点として公園・緑地の整備を確保していく必要があります。

本町は、鬼怒川の豊かな流れをはじめとする河川と、そこに広がる広大な田園地域に点在する平地林、屋敷林など、豊かでのどかな自然田園環境を有しています。鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川などの一級河川は、災害防止のための護岸改修が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して生活を営むための改修事業を推進する必要があります。

近年、河川敷や堤防などに、粗大ごみなどの不法投棄が見られるところがあり、環境保全・景観の維持のため、今後さらに適正な管理を進めていく必要があります。

《基本方針》

町民の憩い・ふれあいの場としての役割はもとより、防災機能を兼ね備えた安全・ 安心な空間を確保するため、既存公園の維持管理に努め、有効活用を図ります。

また、本町の自然環境を象徴する田園空間やそこを流れる河川、平地林などの美しい環境を町民とともに保全しながら、良好な景観の形成に努めます。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
整備した平地林の面積	11.5h a	18.5h a	身近なみどり整備事業により 平地林7haの整備を目指す。

	施策	施策の方針	主な取組
1.	公園・緑地の 整備活用	〇老朽化施設の計画的な整備を図る とともに、適切な管理に基づき、安 全・安心な公園づくりを進めます。	・公園施設、遊具の定期点検・固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画による適正管理
		〇既存公園の有効活用や町民との協働による維持管理に努めるとともに、新たな公園整備の手法について検討します。	新たな公園整備の検討既存施設の有効活用と維持 管理手法の検討
		○各種運動公園の適正な維持管理と 有効活用を推進します	・運動公園の維持管理
2.	河川・水路の 整備	○河川の整備や改修を進めるととも に、用排水路の排水対策を推進し ます。	・河川改修の要望・水路の整備と修繕・樋管や樋門の管理・かんがい排水事業・湛水防除事業**1
3.	河川環境の保全	〇町民とともに、河川の環境保全を図 ります。	・鬼怒川クリーン作戦
4 .	平地林の保存 活用	〇地権者や近隣住民の協力を得なが ら、平地林の整備・保存に努めます。	・身近なみどり整備推進事業
5.	良好な景観形成 の推進	〇地区計画や各種協定による適正な 規制・誘導を進めるとともに、良好 な景観の形成に努めます。	屋外広告物の指導地区計画による建築指導

※1 湛水防除事業

湛水被害を生ずる恐れのある地域における、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等の湛水排除の恒久対策を講ずることを目的とした事業。

第2項 計画的な土地利用の推進

【現況と課題】

本町では、総合計画や都市計画マスタープラン*1及び農業振興地域整備計画*2等に基づき、計画的な土地利用の実現に努めてきました。

今後とも、公共の福祉を優先に自然環境の保全を図りながら、合理的・計画的そして秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

特に、市街化区域では、住居系は土地区画整理事業による良好な市街地の整備、非住居系については、古河名崎工業団地の整備や圏央道*3、筑西幹線道路等の整備による利便性の向上に伴い、新たな工業系用地の確保を検討していく必要があります。

また、市街化調整区域については、優良な田園環境や自然環境の保護・保全に留意しながら有効利用を進めていく必要があります。

《基本方針》

公共の福祉と自然環境の保全を基本に、関係法令などの適切な運用のもと、計画的・ 合理的な土地利用を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
八千代中央土地区画整理 事業進捗率	81.6%	89.6%	事業費ベースで 8%の進捗を 目指す。
企業立地重点促進区域の 指定 ^{※4}	2 箇所	3箇所	新工業系ゾーンでの区域指定 を目指す。

※1 都市計画マスタープラン

都道府県及び市町村が定める、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。

※2 農業振興地域整備計画

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画。

※3 圏央道(首都圏中央連絡自動車道)

都心から半径およそ 40 k m~60 k mの位置に計画された、延長約 300 k mの高規格幹線道路。

※4 企業立地重点促進区域

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく区域。工場立地 法における特定工場のうち、重点促進区域に立地、または新規で立地する工場については、緑地面積率 と環境施設面積率が条例で定める範囲で緩和される。

	施策	施策の方針	主な取組
1.	計画的な土地 利用の推進	〇土地利用関係法などの適切な運用を図るとともに、本計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画に基づき、計画的・合理的な土地利用を推進します。	・土地利用の総合調整・都市計画基礎調査業務・都市計画マスタープランの 適宜見直し
2.	適正な市街化 の推進	○土地区画整理事業の早期完成に向けて、保留地の処分に努めるとともに、適正な規制・誘導により、民間住宅の開発を進めます。	• 八千代中央土地区画整理事業
		○西山工業団地西側地区における企業拡張に伴う市街化区域の編入を行うとともに、新たな工業系ゾーンにおける企業立地重点促進区域の指定に向け、関係機関との調整を行います。	 ・市街化区域の編入、用途指定 ・地区計画の決定 ・茨城県西産業活性化協議会※5 による計画見直し
3.	優良農地の確保	〇農業振興地域整備計画の適切な管理・運用により、集団的優良農地の確保に努めます。	・農業振興地域整備計画の 見直し

※5 茨城県西産業活性化協議会

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、産業集積の形成等に関する計画及び実施に関する協議を行うための協議会。茨城県と関係市町(結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町)及び関係団体等で構成。

第3項 市街地の整備と良好な住環境の形成

【現況と課題】

本町では、平成元年より八千代中央土地区画整理事業が施行され、公共施設の整備と宅地の利用促進を図るべく、仮換地の指定や保留地処分などを積極的に推進してきました。

また、平成 11 年には施行地区を拡大(第2工区)し、計画的な中心市街地の形成に努めてきました。

長引く不況や地価の下落等の影響から、保留地処分が停滞するなどの課題に直面していましたが、価格の見直しや近年の定住促進の取組みにより保留地処分も進んでおり、今後は新たな財源の確保も視野に入れた対応の検討が必要となっています。

また、町内の公共施設や木造住宅等については、耐震改修促進計画に基づきながら順次耐震化を促進していくとともに、公共施設等総合管理計画を策定し計画的な修繕や維持管理に努めていく必要があります。

さらに、今後の人口減少に対応し、町の活力を維持するため、地方版総合戦略*1 に基づき、雇用や定住、結婚・子育て支援、地域連携によるまちづくりなどの施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《基本方針》

町の中心となる市街地の公共施設の総合的な整備や宅地の利用促進など、計画的な 市街地の整備を図るため、土地区画整理事業を推進し、早期完成を図ります。

また、良好な住環境の形成に努めるとともに、若者層の人口流出を少なくし、人口の定着を図るため、定住対策や都市住民の移住・交流につながる施策を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
八千代中央土地区画整理 事業進捗率	81.6%	89.6%	事業費ベースで 8%の進捗を 目指す。
保留地処分率	51.2%	70.0%	保留地の面積ベースで 20%程 度の処分を推進する。

※1 地方版総合戦略

少子高齢化、人口減少が問題となっているなか、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき、定住促進や雇用の創出、子育て支援策、安心して暮らせるまちづくりなどについて、5 ヵ年の目標や具体的な施策を定める計画。

	施策	施策の方針	主な取組
1.	市街地の整備	〇土地区画整理事業については、事業 計画の変更を検討し、事業の早期完 成を目指します。	・八千代中央土地区画整理事業・公共事業再評価
2.	住宅対策・住環 境整備	○土地区画整理事業の早期完成に努め、良好な住宅・宅地の供給を図ります。	八千代中央土地区画整理事業保留地住宅支援助成金制度
		〇旧建築基準法により建築された木 造住宅の耐震化の促進に努めます。	・耐震改修促進計画*2 に基づく 事業推進・木造住宅耐震診断事業・木造住宅耐震改修補助金交付 事業
3 .	定住対策、移 住・交流の推進	○若者層の人口流出を防ぐため、新た な企業の誘致や、公共交通、広域交 通網の整備等に努めます。	・企業誘致の推進・(仮称)町公共交通会議の設置
		○町の魅力を最大限に生かし、総合的 な施策を展開することにより、移 住・交流を推進します。	・都市農村交流の推進 ・ふるさと納税推進事業 ・移住者への情報提供 ・空き家の利活用の推進 ・転入者への支援
		○子どもたちの愛郷心の醸成や、若者 の交流支援、定住環境の整備を行 い、町への定住を促進します。	 学校教育における「ふるさと教育」の実施 子どもたちの地域活動への積極的な支援 若者の交流支援 定住環境の整備 定住者への支援

※2 耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正(平成 18 年 1 月 26 日施行)に基づき、都道府県及び市町村が策定する住宅・建築物の 10 年後の耐震化の目標や耐震化の促進を図るための施策等を定めた計画。

第3節 快適で便利に暮らせるまちづくり

第1項 快適な環境づくり

【現況と課題】

本町のごみ排出量は、近隣市町と比べ少ない水準ですが、ごみの分別が一部徹底されていないため、効率的なごみ処理に支障をきたしています。そのほか、ゴミの不法投棄や野焼き等に対する町民からの苦情も増加しており、今後は、一般廃棄物減量等推進員*1主導によるごみの分別徹底を図るとともにパトロールを強化し、ごみの不法投棄や野焼き等の防止及び早期発見に努める必要があります。

また、空き家等の問題が全国的に注目されるなか、本町においても件数が増加傾向にあり、環境のみでなく防犯上も問題となることから、法に基づく積極的な指導や対策を図る必要があります。

さらに、地球温暖化対策については、「八千代町役場地球温暖化対策実行計画*2」後期計画の推進により温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、さらなる削減を目指し、平成24年度に第3次計画を策定しました。この計画は、平成22年度を基準として、平成28年度までの5年間で温室効果ガス排出量を5%削減することを目標としています。本計画の推進及び結果の公表により、町民に地球温暖化問題の重要性を認識してもらえるよう、目標達成に向け省エネルギー・省資源化につながる取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

将来の世代へ継承できる快適な環境づくりの実現に向けて、住民主導によるごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の形成に努めます。

また、地球温暖化問題については、役場が率先して温室効果ガスの排出削減に努め、 八千代町役場地球温暖化対策実行計画第3次計画の目標達成を目指します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
可燃物ごみ処理の状況	4,486 t (H25 年度)	4,082 t	可燃ごみの排出で 9%程度の削減を目指す。
温室効果ガス排出量削減 (H22 年対比)	1,907 t -CO2 (H22 年度)	1,811 t -CO2 (H28 年度)	「八千代町役場地球温暖化対策 実行計画第3次計画」に基づき、 町公共施設における電気使用量 等の削減を目指す。

※1 一般廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量化・資源化の推進及び環境衛生の向上を図り快適な生活環境づくりを推進するため、 町長が行政副区長に委嘱。

※2 八千代町役場地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、自治体が自らの事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減をするために策定された実行計画。(第3次計画の期間は平成24年度から平成28年度。)

施策	施策の方針	主 な 取 組
1.環境美化・環 境衛生対策 の推進	〇町民の理解と協力のもと、互いに住 みやすい環境づくりを推進します。	・犬の登録、狂犬病予防注射・飼い主へのマナー啓発・不法投棄、埋立て、盛土等への対応・水質の保全・空き家の実態調査・空き家の指導
2. 公害防止対策 の推進	〇悪臭や騒音振動、水質汚濁などの公 害発生源に対する調査・指導・監視 体制の充実に努めます。	監視体制の整備調査指導、施設立入検査
	〇野焼きやあき地の雑草等、土地所有 者や管理者への適切な管理指導に 努めます。	あき地の雑草等指導野焼き指導
3. ごみ処理対策 の推進	○ごみの減量化やリサイクルの促進 を図ります。	ごみ分別の指導クリーン作戦の支援生ごみ処理機購入補助ごみ処理施設の維持管理
	○ごみの不法投棄を防止するため、監 視体制の強化を図ります。	・不法投棄防止の啓発・監視体制の整備
4. し尿処理対策 の推進	○家庭用浄化槽の適正な維持管理の 周知徹底を図るとともに、し尿処理 施設の適正な維持管理に努めます。	・ し尿処理施設の維持管理
5. 温暖化防止対策 の推進	〇温室効果ガス削減目標を達成する ため、電気使用量等の抑制を促進し ます。	・地球温暖化対策の啓発・住宅用太陽光発電システム設 置補助

第2項 道路・交通環境の整備

【現況と課題】

自動車社会の進展や人口減少などの影響により、路線バスなどの公共交通の利用者は急激に減少しており、路線廃止や便数の減少により、学生や高齢者などの移動手段の確保が困難になっています。特に、本町の路線バスは古河方面からの 1 路線であり、町の中心を通過する路線がないため、鉄道利用者が本町に訪れるための交通アクセスの確保や利用促進も課題となっています。

現在、医療巡回バスの運行や福祉タクシーへの助成を行っていますが、今後、高齢化が進むなか、独居老人など交通弱者に対する公共交通の在り方を検討していく必要があります。

本町の道路網は、町の中央を東西に通過する国道 125 号、南北方向の主要地方道結 城坂東線が幹線道路となっており、その他の県道や広域農道がこれらを補完する体系 となっています。このうち、国道 125 号は、交通量も年々増加し、特に、朝夕におけ る混雑が激しくなっています。今後とも交通量の増加が見込まれるため、バイパス化 や歩道の設置により歩行者の安全と円滑な自動車交通の確保を図る必要があります。

また、県道については、幅員が狭く、歩道がないところも多いため、児童生徒の通 学の安全確保が求められています。

さらに、整備が進められている筑西幹線道路については、広域的な交通ネットワーク形成を図るうえで早期の完成が望まれています。

幹線町道は、一級町道8路線、二級町道3路線の道路改良を実施し、平成27年3月現在、改良率は70.8%となっていますが、今後とも一層の整備推進が求められています。

また、改良済みの区間でも損傷が激しい箇所があり、広域農道も含めて補修が必要となっています。

一般町道は、平成27年3月現在、舗装率71.5%となっていますが、今後とも緊急度や必要性を考慮しながら、舗装・補修や排水整備、清掃等適切な道路管理を進めていく必要があります。

町道の橋梁については、老朽化に対応する必要があり、事後的な修繕や架け替えから予防的な修繕や計画的な架け替えへの転換を図り、橋梁の長寿命化を図る必要があります。

《基本方針》

町民の移動の利便性の向上を図り、日常の交流による地域活性化に資するため、公 共交通の維持確保と利用促進を図ります。

また、広域的な交通ネットワークの確保とともに、町道の計画的な整備や橋梁の適切な維持管理を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
一級町道改良率	55.3%	58.7%	一級町道の道路改良率の向上 を目指す。
都市計画道路整備率 (都計道 5 路線の整備率)	66.2%	85.9%	都市計画道路5路線の整備延 伸を目指す。
橋梁長寿命化計画 ^{※1} の見直 し	策定	見直し	橋梁の長寿命化のため、H30 に計画を見直す

施策	施 策 の 方 針	主な取組
1. 広域交通網の 整備	〇首都圏中央連絡自動車道や北関東 自動車道の整備に対応し、広域的な 交通ネットワークの整備促進、国道 や県道の整備促進を要請します。	・国道や県道の整備促進・筑西幹線道路の整備促進・古河市との連絡道(間中橋・ 八千代線)の整備
2. 公共交通の維 持確保	○公共交通の維持確保や公共交通の 利用促進を図るとともに、新たな公 共交通手段の検討を進めます。	 ・路線バスの維持確保 ・利用促進の啓発 ・福祉タクシー利用料金助成 ・東京直結鉄道(地下鉄8号線)の誘致活動 ・(仮称)八千代町公共交通会議の設置 ・公共交通手段の検討
3. 町道等の整備	〇幹線道路については、地方道路計画 等に基づき、財源確保に努めなが ら、計画的な整備を推進します。	• 幹線町道整備事業
	〇一般町道については、状況の把握に より整備を行います。	• 舗装、排水整備等事業
	〇都市計画道路については、土地区画 整理事業との連携を図り、整備推進 を図ります。	• 八千代中央土地区画整理事業
4. 道路の維持管理	○安全な道路を維持するため、適切な 管理に努めます。	・舗装補修工事 ・町道清掃 ・道路台帳整備
5. 橋梁の維持管理	○老朽化した橋梁の計画的な整備や 維持管理に努めます。	橋梁長寿命化計画*1の見直し橋梁点検橋梁補修工事

第3項 上下水道の整備

【現況と課題】

<上水道>

水道事業は、町民の日常生活に直結し、その健康を守るために必要不可欠であるため、浄水場や配水管等の適切な整備や維持管理に努めています。近年、水道加入者はわずかながら増加傾向にあるものの、人口減少の影響により、今後料金収入の大幅な増加は望めない状況にあります。一方、県南西水道の供給開始に伴う受水費の負担や、水道施設の老朽化等に伴う維持・修繕費の大幅な支出増加が予想されます。

今後とも水の安定供給のため、一層の経営の合理化を促進し、計画的かつ効率的な 運営を図っていく必要があります。

<下水道>

本町の生活排水対策は、鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により推進しています。

公共下水道は、事業認可区域 251.6ha のうち東原地区、若地区及び仁江戸地区、 東蕗田地区、蕗田地区の整備が概ね完了し、現在は、八千代中央地区及び伊勢山地区 の整備を推進しています。平成 27 年 3 月現在での整備面積は 186.24ha で、整備 率は 74.02%となっています。今後とも、長期的な計画のもと財源の確保を図り、整 備拡大を進めていく必要があります。

農業集落排水事業 14 地区については、国補事業及び県単事業により現在 12 地区が整備され、1 地区が整備中です。今後は、1 地区の共用開始を目指すとともに、残りの 1 地区について、財源の確保等長期的な計画に基づき整備を進めていく必要があります。

また、供用開始施設についても一部老朽化が進んでいることから、改修等に向けた財源を確保していく必要があります。

合併処理浄化槽については、公共下水道や農業集落排水の計画区域から除外されている区域を中心に設置費の助成を行っていますが、町民の要望も年々増加傾向にあるため、事業の拡充を図っていく必要があります。

《基本方針》

町民の生活に欠かせない水の安定供給のため、計画的で効率の良い上水道事業の運営に努めます。また、町民の理解と協力のもと、公共下水道事業の整備促進、合併処理浄化槽の普及、農業集落排水事業に取り組むとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

(目標指標)

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
上水道普及率	93.3%	96.0%	上水道普及率向上を目指す。
中結城東部地区農集排施 設接続率	-	90.0%	中結城東部地区の事業完了後3 年後の目標接続率。
汚水処理人口普及率 ^{※1}	52.2%	60.0%	公共下水道、農業集落排水、合 併処理浄化槽の処理人口(接続 率)の向上を目指す。

(具体的な施策の内容)

施策	施策の方針	主な取組
1. 水道事業の合理 化と水の安全供 給体制の整備	〇水道事業会計の健全な運営に努めるとともに、水道施設の適正な管理により、良質かつ安定的な水の供給を図ります。	・地域水道ビジョン^{※2}に基づく 経営管理・水源の確保・施設維持管理
2. 公共下水道の整 備・普及促進	〇流域下水道事業については事業費 の一部を負担し、流域関連の公共 下水道については事業認可区域の 整備促進を図ります。	鬼怒小貝流域下水道事業鬼怒小貝流域関連公共下水道
3. 公共下水道の 合理化と維持 管理	〇使用料収入の確保に努め事業の安定的な運営を図るとともに、下水道管渠の適切な管理に努めます。	・供用開始区域内における加入 促進・水洗化の助成・下水道台帳の整備
4. 農業集落排水 事業の推進	○整備計画に基づき計画的な施設整 備を進めます。	中結城東部地区農業集落排水整備事業中結城西部地区農業集落排水整備事業
5. 農業集落排水 施設の維持 管理	〇供用開始した施設において改築 診断を実施し、計画的に大規模改 修を行い、施設の機能強化を図り ます。	• 農業集落排水整備事業(機能 強化対策事業)
6. 合併処理浄化槽 の普及	〇公共下水道や農業集落排水の整備が当面見込まれない地域については、浄化槽設置整備事業を活用し、合併処理浄化槽の普及に努めます。	争化槽設置整備事業单独浄化槽撤去助成

※1 汚水処理人口普及率

町総人口に対する公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽処理の総人口の割合。

※2 地域水道ビジョン

厚生労働省が策定した「水道ビジョン」に基づき、水道事業者等が自らの事業の現状と将来の見通しを 分析、評価したうえで、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示すもの。